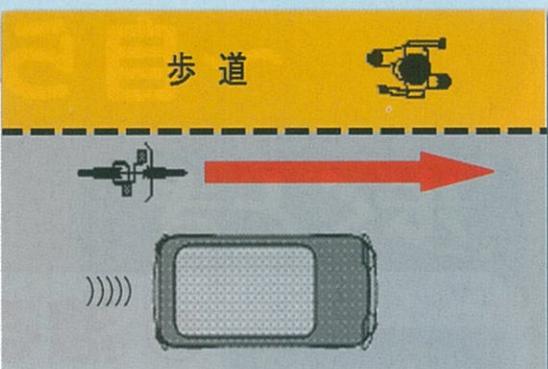


自転車利用者へのお願い!

車道通行が原則

★ 自転車は、車道の左端に沿って通行しましょう。



ただし、次の場合は歩道を通行することができます。

- ① 自転車歩道通行可の標識が設置されている場所
- ② 自転車の運転者が、児童・幼児(13歳未満)、70歳以上の人、車道通行に支障がある身体障がい者
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

歩道は歩行者優先

- 歩道の中央から車道よりの部分を徐行

※ 徐行とは、ただちに停止できる速度で大人の早足程度が目安です。

- 歩行者の通行を妨げる場合は一時停止



- 安全のために自転車から降りて押していくことも必要です。

思いやりをもって、
安全運転をお願いします。

